

石綿含有仕上塗材（リシン等）の除去等作業 における石綿飛散防止対策について

石綿含有仕上塗材の取扱いについて

建築物等の内外装仕上げに用いられる建築用仕上塗材には、石綿を含有するものがあり、セメントリシンや防水リシン、合成樹脂系リシン、吹付けタイル等が該当します。

これらの塗材については、建築物等の解体等工事において除去・補修する際、工法によっては石綿が飛散する可能性があるため、「吹付工法により施工されたことが明らかな場合」及び「施工時の工法が不明な場合」については、「吹付け石綿」に該当するものとして取り扱うこととしました。

このため、これら仕上塗材の除去等を行う際には、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん排出等作業の実施の届出（作業開始の14日前までに下記の最寄りの保健所まで）及び除去等の工法に応じた適切な飛散防止措置を講じる必要があります。

また、吹付け以外の工法（ローラー塗等）で施工されたことが明らかな塗材については、届出は不要ですが、石綿飛散のおそれがある場合には、飛散防止措置を適切に行うようにしてください。

なお、吹付け石綿に該当する石綿含有仕上塗材の除去等工事における飛散防止対策としては、大気汚染防止法施行規則別表第七の一にある事項の遵守またはこれと同等以上の措置を行う必要があります。

同等以上の措置については、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（厚生労働省）及び建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針（国立研究開発法人建築研究所及び日本建設仕上材工業会）を参考にしてください。

参考資料

石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuujikou)

建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針

(<http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/publications/data/171/index.html>)

お問合せ先

ご不明な点がございましたら、最寄りの保健所又は県庁までご連絡願います。

お問合せ先		電話番号
四国中央保健所	衛生環境課	0896-23-3360
西条保健所	環境保全課	0897-56-1300
今治保健所	環境保全課	0898-23-2500
中予保健所	環境保全課	089-941-1111
八幡浜保健所	環境保全課	0894-22-4111
宇和島保健所	環境保全課	0895-22-5211
県庁	環境政策課	089-912-2347

アスベストの飛散防止にご理解・ご協力願います！

